

# 滋賀県障害者プランの策定について

## <1>プラン策定の趣旨

現行の滋賀県障害者プラン（H27～R2）においては、基本理念である「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～」を目指し、「“地域とともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”」を基本目標に掲げ、「1. とともに暮らし 2. とともに学び 3. とともに働き 4. とともに活動する 5. 共生のまちづくり」という5つの主要施策を中心に具体的な各施策に取り組んできました。（※現行プランの概要は次ページを参照してください。）

近年、県内の3障害手帳を保持する者は増加傾向にあり、また、高齢化や障害の重度化、発達障害や難病が障害福祉施策の対象に加えられるなど、障害が多様化しているところです。

こうした状況に対して、国においては、障害者権利条約の締結・批准や、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法の改正等が行われ、県においても全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行しました。

現行プランは今年度最終年度を迎えることから、まずは、これまでの取り組みを評価し、成果と課題を明確にしたいと考えます。そして、障害者の現状や国の障害者施策を踏まえ、平成31年3月に策定された滋賀県基本構想「変わる滋賀続く幸せ」を基盤としながら、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、令和3年度からの新しい計画を策定いたします。

## 滋賀県障害者プラン（障害者計画・第5次障害福祉計画・第1次障害児福祉計画）H30～R2

<b>基本理念</b> “県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現”～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～						
「ひと」 既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、支援を担う人を起点に考え、障害のある人が望む生活を自ら選び決定できるよう、その人のニーズや能力に合った支援を行うための施策を進める。						
2つの視点 「まち」 障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進める。						
<b>基本目標</b> “地域とともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”						
<5つの視点> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>その人らしく</td> <td>いつでも</td> <td>だれでも</td> <td>どこでも</td> <td>みんなで取り組む</td> </tr> </table>		その人らしく	いつでも	だれでも	どこでも	みんなで取り組む
その人らしく	いつでも	だれでも	どこでも	みんなで取り組む		
<b>主要施策の方向性</b>	1. とともに暮らす 住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を届けられるように取り組みます。					
	2. とともに学ぶ 障害の特性に応じた教育を受けることができるように努めるとともに、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。障害のある子どもの生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。					
	3. とともに働く 企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指し、教育・福祉・労働の連携を進めます。					
	4. とともに活動する スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。					
	5. 共生のまちづくり 障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法による取組を強化するとともに、防災・防犯対策の推進に努めます。					
<b>重点施策</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     1. 発達障害のある人への支援の充実                      2. 障害のある人への就労支援の促進                      3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実                      4. 精神障害のある人への支援の充実                      5. インクルーシブ教育の推進                 </td> <td style="width: 50%;">                     6. 障害のある子どもへの支援の充実                      7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築                      8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進                      9. 意思疎通支援の充実および情報アクセスの向上【新】                      10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】                 </td> </tr> </table>		1. 発達障害のある人への支援の充実 2. 障害のある人への就労支援の促進 3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実 4. 精神障害のある人への支援の充実 5. インクルーシブ教育の推進	6. 障害のある子どもへの支援の充実 7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築 8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進 9. 意思疎通支援の充実および情報アクセスの向上【新】 10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】			
1. 発達障害のある人への支援の充実 2. 障害のある人への就労支援の促進 3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実 4. 精神障害のある人への支援の充実 5. インクルーシブ教育の推進	6. 障害のある子どもへの支援の充実 7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築 8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進 9. 意思疎通支援の充実および情報アクセスの向上【新】 10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】					
<b>障害福祉計画・障害児福祉計画</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策                      2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策                      3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】                 </td> <td style="width: 50%;">                     4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり                      5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策                      6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策                      7. 人材の確保および資質の向上のための施策                      8. 障害福祉サービス等の見込み量                 </td> </tr> </table>		1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策 2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策 3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】	4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり 5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策 6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策 7. 人材の確保および資質の向上のための施策 8. 障害福祉サービス等の見込み量			
1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策 2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策 3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】	4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり 5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策 6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策 7. 人材の確保および資質の向上のための施策 8. 障害福祉サービス等の見込み量					

## < 2 > 法律上の位置づけ

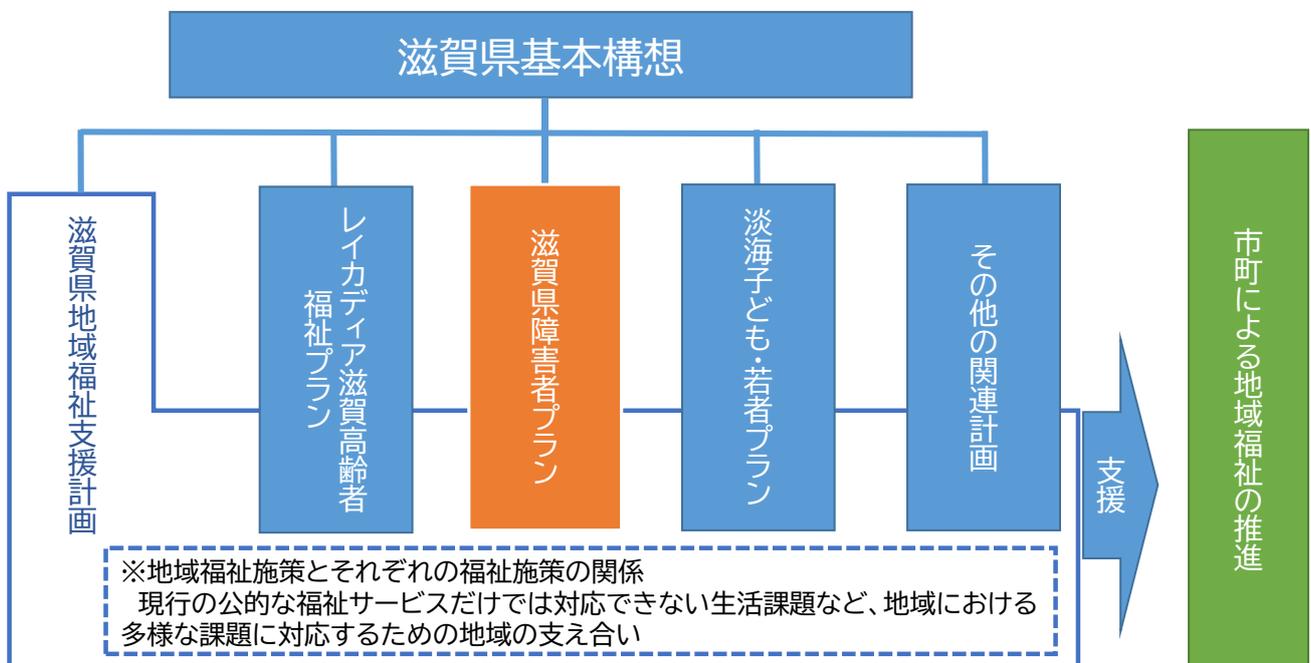
滋賀県障害者プランは、国が定める障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定したものです。各計画の概要と策定の根拠となる法律は以下の表のとおりです。

障害者計画は国が策定する障害者基本計画を基本として策定し、障害者福祉計画等は、国が示す基本指針に即して策定することとされています。

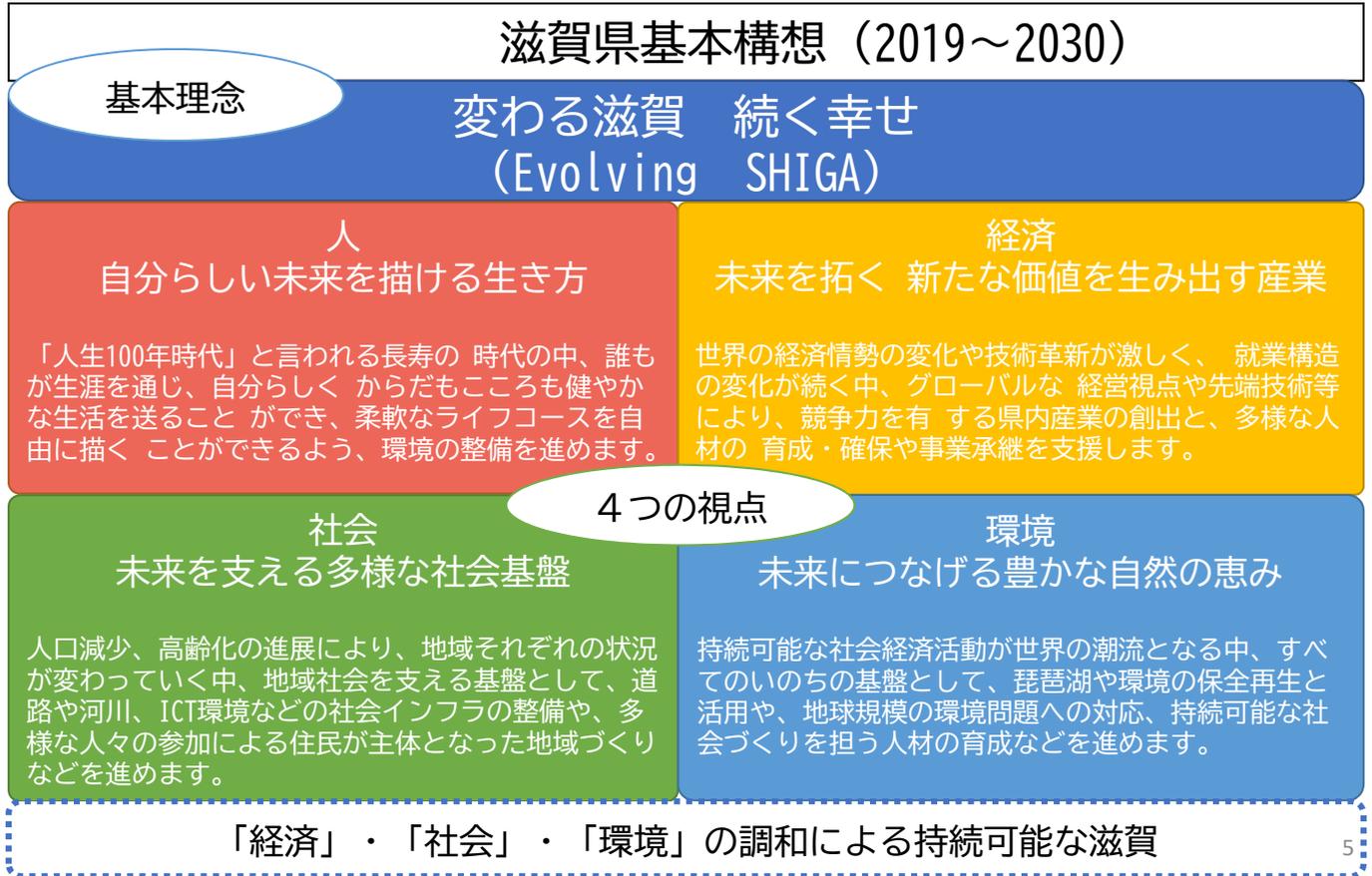
	障害者計画	障害福祉計画・障害児計画
各計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定する。</li> <li>◆ 策定に当たっては、国の障害者基本計画を基本とし、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 ⇒ 障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの。盛り込まれた事項は個別事業として具現化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害福祉サービス等（自立支援給付・障害児支援に係る給付）及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制確保と円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。</li> <li>◆ 策定に当たっては、（障害者自立支援）協議会の意見を聴くように努めることとされている。 ⇒ 障害者施策のうち特に障害福祉サービス等の整備目標と確保策について定めるもの。</li> </ul>
根拠となる法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害者基本法 （障害者基本計画等）第十一条 同条第二項 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害者総合支援法 （都道府県障害福祉計画）第八十九条第一項 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</li> </ul>
期間	5年間	3年間

## < 3 > 滋賀県における障害者プランの位置づけ

県では、障害者プランの他に高齢者福祉に関する「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」、子どもの福祉に関する「淡海子ども・若者プラン」、分野を横断した地域福祉に関する「滋賀県地域福祉計画」などを策定し各施策を実施しています。障害者プランを含め各プランは相互に関連、補完し合いながら策定されています。これらのプランは、滋賀県全体の施策の基盤として策定されている「基本構想」を具体化するための計画として位置づけられています。



※ 滋賀県基本構想は「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念として、人、経済、社会、環境の4つの視点から「経済」・「社会」・「環境」の調和による持続可能な滋賀県の実現を目指すものです。概要は以下の図の通りです。



## < 5 > プラン策定の進め方

次期プラン策定の進め方は、下記のような手順により、障害当事者の皆さん、障害福祉サービスの事業を実施している皆さんなど、関係者の皆さんの御協力をいただき、策定することを予定しております。

- ① 県障害者施策推進協議会を年4回実施し、次期プラン策定の進捗管理を確実に進行。
- ② 策定にあたり、障害当事者による現行プランの評価および次期プランの内容等に関する意見聴取を確実に進行。
  - ・ 各当事者団体・関係団体に現プランの評価や新プランに盛り込むべき内容等を聴取
  - ・ 骨子案の段階と、原案の段階（県民政策コメント）で意見照会
- ③ 滋賀県障害者自立支援協議会（および各地域自立支援協議会）によるこれまでの議論の取りまとめを現行プランの評価に活用する。
- ④ また、次期プランの内容等に関する検討においては、既存の審議会や滋賀県障害者自立支援協議会の各部会などを積極的に活用する。
- ⑤ それ以外の重点分野については、障害者施策推進協議会内に検討の小委員会（ワーキングチーム会議を設置し、議論を深めてもらう。

## < 6 > 小委員会（ワーキングチーム）の設置

現行プランの評価や次期プランを策定するための協議のために、現行プランの体系をベースに、下記の7分野の小委員会を設置します。委員構成については1分野5～10名程度とし、障害当事者の参加、施策推進協議会の委員の参加、ジェンダーバランス等を考慮して選定させていただきました。

分 野	障害福祉課内担当係	県庁内関係部局
① 重症心身障害児者 (医療的ケア児者含む)	企画・指導係	健康寿命推進課 子ども・青少年局 特別支援教育課
② 障害児（教育分野）	企画・指導係	特別支援教育課
③ 高齢障害	企画・指導係／社会活動係	医療福祉推進課
④ 人材育成・確保	企画・指導係	医療福祉推進課
⑤ 意思疎通支援の充実等 (盲ろう者支援含む)	社会活動係	
⑥ 高次脳機能障害	精神・障害保健福祉係	
⑦ ひきこもり支援等	精神・障害保健福祉係	健康福祉政策課

9

また、以下の分野については、各分野の協議に適した既存の協議体を活用して協議を行います。

分 野	会議等の名称	県庁内担当課／障害福祉課担当係
発達障害	発達障害者支援地域協議会	社会活動係
就労	県障害者自立支援協議会(就労部会)	社会活動係
精神障害	精神保健福祉審議会	精神・障害保健福祉係
強度行動障害	県障害者自立支援協議会 (強度行動障害研究部会)	企画・指導係
相談機能・支援ネットワーク	県自立支援協議会(相談支援事業NW部会)	企画・指導係
文化・芸術	※文化芸術活動推進計画等の内容を活用	文化芸術振興課(社会活動係)
スポーツ	スポーツ推進審議会	スポーツ課(社会活動係)
ユニバーサルデザイン	※淡海エバ-サルデザイン行動指針の改定	健康福祉政策課(共生推進係)
障害者差別、権利擁護	障害者差別のない共生社会づくり委員会	共生推進係
難病	難病対策推進協議会	健康寿命推進課(精神障害係)

10

## <7>ロジックモデルを活用した現プランの評価

冒頭でも述べましたが、滋賀県障害者プランでは「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」を基本目標に、各分野ごとのめざす姿を設定し、その姿に行きつくための目標と具体的な施策（取組）を実施しているところです。

小委員会等では次期障害者プランの作成にあたり、まずは、現行プランについての評価を行い、目指す姿や目標の修正、具体的な施策（取組）の必要な改善と新たな施策の必要性について検討を行います。

その評価および検討の手法として、ロジックモデルの考え方の一部を活用することといたしました。

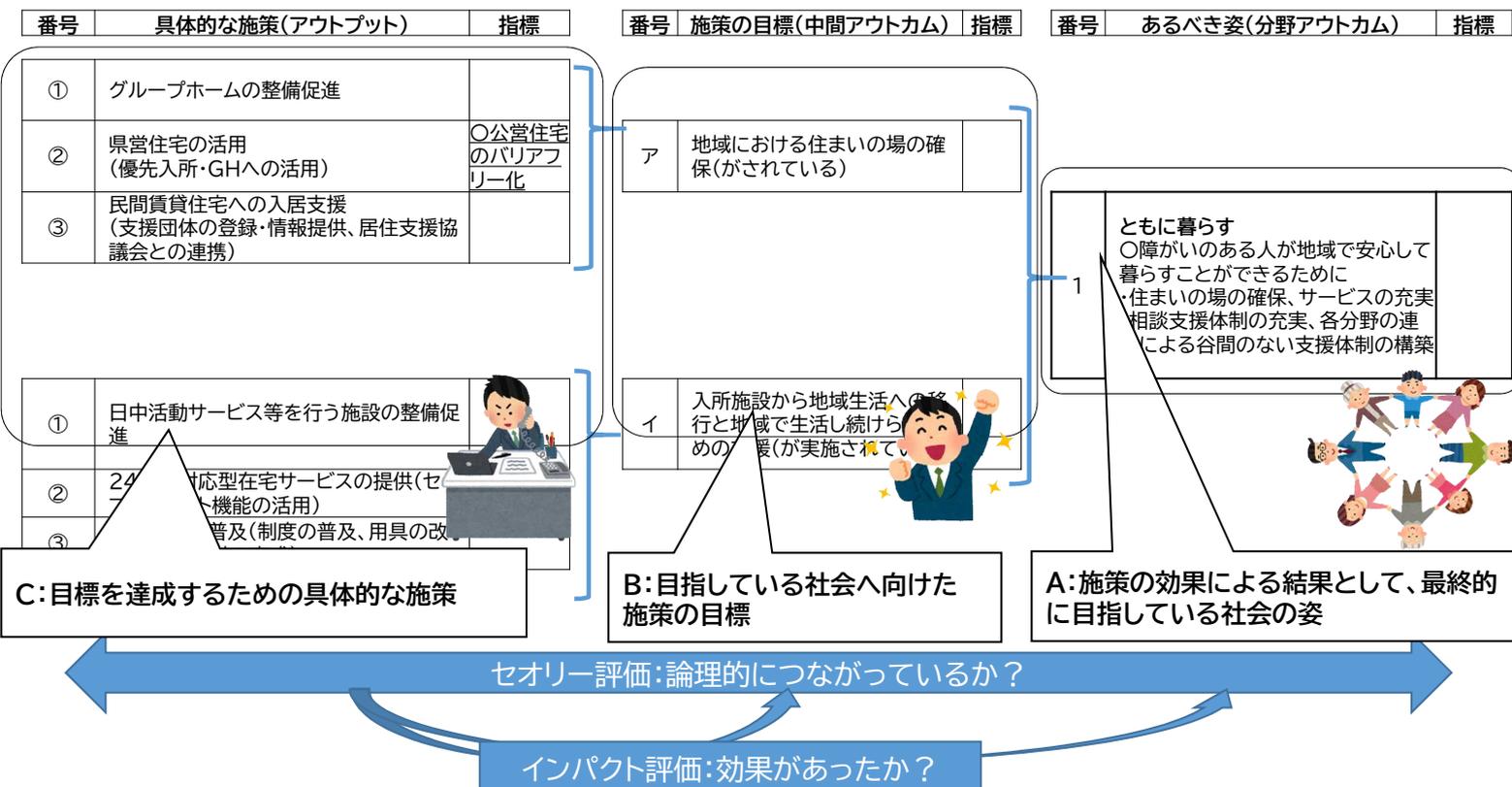
### ◆ロジックモデルとは、

- ・めざす姿に対する施策目標の内容、施策目標を達成するための具体的な施策（取組）の設定に「ずれ」がないか？（セオリー評価）
- ・具体的な施策（取組）が実施されることで、施策目標の達成や目指す姿への到達にどれくらい影響があったのか？（インパクト評価）

という評価を各項目のつながりの適切さをみることによって行う方法です。

次ページはロジックモデルの枠組みに、滋賀県障害者プランの主要施策をあてはめ、評価の考え方を図で表しています。

## ※ロジックモデルを活用した現プランの項目整理と評価の考え方



評価の考え方	セオリー評価	インパクト評価
	◆ あるべき姿への効果が期待できる妥当な施策が立案されているかを評価。 ・ A:あるべき姿(分野アウトカム)⇔B:施策目標(中間アウトカム)⇔C:具体的な施策(アウトプット)が論理的につながっているか?	◆ 実施された具体的な施策によって、対象とする社会状況(BおよびA)の改善に効果があったかどうか、あったとすればどの程度かを評価。

評価の視点として、もう一点あります。

具体的な施策、施策の目標、あるべき姿の各欄の右に「指標」欄があります。これは各項目が進んだかどうか、達成したかどうかを評価するための指標を記入する欄です。

現行のプランでは残念ながら指標の明確化が不十分な項目が多く存在します。必ずしもすべての項目に指標が必要であるわけではありませんが、次期プランでは具体的な指標の設定を増やすことを目指しています。

現行プランの評価としては、すでに設定されている評価指標が適切であるかどうか、設定がない項目についてどのような指標が適切であるのかの明確化が必要です。

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標	番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標	番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
①	グループホームの整備促進							
②	県営住宅の活用 (優先入所・GHへの活用)	○公営住宅のバリアフリー化	ア	地域における住まいの場の確保(がされている)		1	ともに暮らす ○障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるために ・住まいの場の確保、サービスの充実 ・相談支援体制の充実、各分野の連携による谷間のない支援体制の構築	
	民間賃貸住宅への入居支援							
<p>県営住宅が障害のある人の居住の場として活用されていることの指標として、バリアフリー化が進んだかどうかを設定</p>			<p>指標が設定されていないため、どのような状況になれば「地域において障害のある人の住まいの場が確保された」といえるかどうか明確ではない</p>					

次ページからは、現行のプランにおいて示している主要施策、重点施策、障害福祉計画・障害児福祉計画の各項目を、ロジックモデルの様式に落とし込んだものを記載しています。

評価の考え方を参考にいただき、現プランの各項目の評価をお願いします。

主要施策 1. ともに暮らす

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	グループホームの整備促進 ・グループホームの整備にあたっての課題や実態を把握し整備運営の支援を行う。	
②	県営住宅の活用 ・障害者の優先入所 ・グループホームへの活用のための事業者とのマッチング	
③	民間賃貸住宅への入居支援 ・協力住宅や店、支援団体の登録し情報提供を行う。 ・特に配慮が必要な人について、居住支援協議会との連携し円滑な入居について検討。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
ア	地域における住まいの場の確保(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
----	----------------	----

①	日中活動サービス等を行う施設の整備促進 ・地域ニーズに対応できる施設整備を促進	
②	24時間対応型在宅サービスの提供 ・緊急時のセーフティネット機能の活用した安定した地域生活の維持を図る。	
③	福祉用具の普及 ・制度の普及に努める ・地域関係者等との連携しつつ、福祉用具の改造・開発を行う。 ・研修を通じた人材の育成に努める。	
④	移動支援の推進 ・民間等による移送サービスや移動支援、ボランティアの育成により支援を促進する。	
⑤	刑務所等を退所する人への支援 ・保護観察所との協働による福祉サービスの利用支援の実施。	

イ	入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けられるための支援(が実施されている)	
---	---	--

①	要医療障害者の地域生活への取組 ・地域の医療資源との連携による支援強化。	
②	重度心身障害者や強度行動障害者への支援 ・専門的支援人材の育成を進める。 ・身近な相談支援・日中活動の場の充実。	
③	発達障害のある人に対する理解の促進と総合的な支援体制の整備 ・障害理解の推進による身近な人の輪を広げる。	

ウ	入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実(がなされている)	
---	---	--

1	ともに暮らす ○障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるために ・住まいの場の確保、サービスの充実 ・相談支援体制の充実、各分野の連携による谷間のない支援体制の構築	15
---	---	----

④	発達障害者支援センターを核とした重層的な支援体制の構築 ・医療福祉相談モール機能を活かした支援機能強化 ・人材育成機能や困難事例への対応等による市町支援機能の強化 ・県、市町における関係機関の連携や役割分担によるライフステージを通じた支援のための取組推進	
⑤	発達障害のある人の地域での暮らしと働きを支援 ・宿泊型生活訓練+就労準備訓練による自立生活支援。 ・事業所向けに支援ノウハウの提供や研修を実施。 ・生活の再構築が必要な人へ入所施設の活用を含めた支援の検討。	
⑥	地域活動支援センター ・創作や生産活動の機会等による社会の交流を促進 ・依存症、社会的引きこもり等制度の谷間にいる人達への支援のため「滋賀型センター」の運営を支援。	
⑦	高次脳機能障害者への支援 ・専門支援人材の育成を進め、身近な地域での相談支援、日中活動の場の充実を図る。	
⑧	施設のバリアフリー強化等の推進 ・施設整備事業によるバリアフリーおよび個室化の促進。老朽化対応などの計画的な施設改築等の実施。	

ウ	入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実(がなされている)	
---	---	--

1	ともに暮らす ○障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるために ・住まいの場の確保、サービスの充実 ・相談支援体制の充実、各分野の連携による谷間のない支援体制の構築	
---	---	--

①	身近な相談支援機能の充実 ・市町および相談支援事業所による相談機能の充実 ・個別支援会議によるケアマネジメントの推進と福祉保健等各分野の社会資源のネットワーク強化。	
②	福祉圏域単位の相談支援機能の充実 ・各障害分野に関する専門的広域的相談機能やネットワークづくりの充実のため、地域協議会と連携した検討の実施。	
③	サービス提供体制の整備促進 ・サービス事業者における危機管理体制の推進。 ・適正運営のための法令順守と業務管理体制の整備。	
④	健康福祉サービス評価システムの推進 ・自己評価に加えた第三者評価の実施促進。 ・評価結果の公表によるサービス選択時の情報活用。	
⑤	重症心身障害者ケアマネジメントの推進 ・専門的ケアマネジメントの実施。 ・地域協議会や個別支援会議への支援によるケアマネジメントの専門性向上。	
⑥	地域自立支援協議会を活用した支援の推進 ・地域協議会を活用し、ライフステージに一貫した発達障害者への支援の推進。	

エ	生涯を通じ一貫した支援体制の構築(がされている)	
---	--------------------------	--

<数値目標>						
指標	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度目標
公共住宅の建て替え等によるバリアフリー化実施率	86%	88%	89%	89%	92.9%	100%
障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率	56.0%	66.5%	48.5%	58.4%	集計中	100%

主要施策 2. ともに学ぶ

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	<b>就学前対応の充実</b> ・集団生活の中で、ともに成長できるよう認定こども園等での保育や教育内容の充実を図る。 ・就学に向けた一貫した指導・相談体制の整備推進	
②	<b>個々のニーズに応じた多様で柔軟な学びの場の充実</b> ・小・中学校の特別支援学級や通級指導教室での指導、特別支援学校での教育内容の充実 ・高校を含む通常学級での発達障害児等への指導充実。	
③	<b>学校施設のバリアフリー化促進</b> ・障害者用トイレ、スロープ、手すり改修などの整備充実に努める。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
ア	教育環境の充実(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
2	<b>ともに学ぶ</b> ○障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育が受けられるために ・教育環境や相談支援体制の充実 ・「インクルーシブ教育システム」の構築 ・子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な指導と必要な支援を実施	17

①	<b>障害のある児童生徒への教育の充実</b> ・幼稚園から一貫性のある指導となるように小・中・高における個別の指導・教育支援計画の作成を一層促進。 ・特別支援学校における自立と社会参加に向けた障害状態や個別ニーズに対応した教育活動の展開。 ・特別支援学校における医療的ケア児対応の看護師配置および訪問教育の実施。	
②	<b>情報活用能力の育成</b> ・教育用コンピュータを整備し、情報活用能力の育成やICTを活用した教育指導を充実する。	
③	<b>就業支援の促進</b> 企業等と連携しながら、就業体験の充実、就業に対する理解・啓発により生徒の希望や障害状況に応じた就業支援を推進。	
④	<b>教職員の資質向上</b> ・特別支援はもとより普通学級の教員を含めた交流・研究活動や総合教育センターの研修の充実、教育課程等研究協議会による指導内容や方法の工夫・改善を図る。	
⑤	<b>教育相談システムの構築</b> ・総合教育センターによる児童や保護者、教職員等を対象とした関係機関と連携した特別支援教育相談の実施。	

イ	障害のある児童への教育、相談、支援体制の充実(がされている)	
---	--------------------------------	--

⑥	<b>発達障害のある幼児児童生徒への指導・支援体制の整備</b> ・発達障害による教育上、特別の支援を要する児童等への指導・支援体制の整備。 ・発達支援センター等との連携強化。	
⑦	<b>教育相談・就学相談活動の充実</b> ・特別支援学校の専門性や施設・設備を活かし、小・中学校教員への助言や保護者に対する相談等、特別支援教育のセンター機能を発揮する。	
⑧	<b>就学指導関係者への研修促進</b> ・市町特別支援教育担当者協議会の開催や就学相談に係る研修会の実施によりインクルーシブ教育の趣旨に基づいた就学指導の実施を支援。	

2	<b>ともに学ぶ</b> ○障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育が受けられるために ・教育環境や相談支援体制の充実 ・「インクルーシブ教育システム」の構築 ・子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な指導と必要な支援を実施	
---	---	--

①	<b>交流および共同学習の推進による理解促進</b> ・障害のある子どもとない子どもの交流・協働学習による共生理念の学び促進。 ・障害児童の自立と社会参加のために特別支援教育の理解促進。	
②	<b>学校における学習機会の設定</b> ・小・中学校における児童保護者への障害者理解に関する講話・体験学習の実施による、障害理解のための情報提供に努める。	
③	<b>子どもの体験活動の機会と場の充実</b> 放課後子ども教室や通学合宿など、障害のある子どもも十分に参加できるプログラムが創意工夫されるよう指導助言を実施。	
④	<b>福祉読本の活用</b> ・小・中学校において、福祉読本の活用による児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもたちからの福祉意識の醸成に努める。	

ウ	学校や地域における交流や学習の(が)推進(されている)	
---	-----------------------------	--

<数値目標>							
指標		H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	30年度実績	R1年度実績	R2年度目標
「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小学校	91.2%	95.4%	96.4%	91.9%	97.1%	100%
	中学校	81.1%	86.4%	91.1%	92.5%	97.1%	100%
	高校	56.9%	76.7%	78.3%	91.6%	91.2%	80%
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小学校	55.9%	69.4%	73.7%	78.5%	87.5%	80%
	中学校	53.4%	63.2%	70.6%	75.5%	84.5%	80%
	高校	31.2%	39.2%	48.7%	87.4%	79.1%	50%

主要施策 3. ともに働く

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標	番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標	番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
①	<b>雇用の場の確保</b> ・働き・暮らし応援センターを中心とした就労・生活・定着支援、職場開拓の実施。 ・労働局や雇用支援機構等との連携を図り市町への障害者雇用の周知・啓発に努める。 ・県による障害のある人の雇用促進。							
②	<b>就職に向けた訓練・実習機会の確保</b> ・一般就労に向けた意欲や能力を高めるための訓練や実習の機会確保		ア	企業で働く人や働きたい人への支援(が充実している)				
③	<b>福祉施設や特別支援学校からの企業就労の促進</b> ・自立訓練や就労移行・継続支援等を組み合わせ、段階的な訓練を行うシステムなど、地域での取組との連携を図る。 ・雇用支援機構が実施するジョブコーチ養成研修等の周知など就労支援人材の育成推進する。							
④	<b>障害特性に応じた就労支援</b> ・各障害の特性と能力に応じた支援強化のために関係機関との連携に努める。							
①	労働局や雇用支援機構等の関係機関との連携による障害者雇用の促進のための周知・啓発に努める。		イ	企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進(がされている)				
①	<b>就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進</b> ・障害者の訓練の場であり、働く場である就労系施設の整備と円滑な運営を支援。					3	<b>ともに働く</b> ○障害のある人の「働きたい」という思いにこたえるために、 ・企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保 ・就労収入の向上 ・教育・福祉・労働の連携	
②	<b>社会的事業所の運営支援</b> ・社会的事業所について多様な働き場の確保の観点から運営を支援するとともに、今後のあり方検討の実施。		ウ	企業で働くことが困難な人への支援(が充実している)				

①	<b>働き、暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実</b> ・企業就労の促進と定着を図るため、県協議会就労部会を中心として、企業を含めた関係機関による圏域、全県における就労支援ネットワークの構築など、地域で就労を支えるシステムの充実を図る。					3	<b>ともに働く</b> ○障害のある人の「働きたい」という思いにこたえるために、 ・企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保 ・就労収入の向上 ・教育・福祉・労働の連携	
②	<b>就労支援や雇用創出に向けたシステムづくり</b> ・社会就労事業振興センターを核に、就労支援や雇用創出に向けたシステムづくりの促進する。		エ	企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化(されている)				
③	<b>働く障害者の健康管理</b> ・県立リハビリテーションセンターによる就労支援事業所利用者の二次障害の予防、働き・暮らし応援センターと連携し、障害特性に応じた環境の整備等のアドバイスを行うなど、就労継続や定着に向けた取組を進める。							

<数値目標>

指標	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度目標
県内ハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数	6,256人	6,498人	6,787人	7,127人	未公表	6,450人
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	2,294人	2,584人	2,838人	2,887人	3,102人	3,400人
法定雇用率達成企業割合	59.1%	58.8%	60.7%	54.8%	55.7%	65%
平均工賃月額が30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合	9.2%	11.3%	12.3%	12.1%	集計中	30%

主要施策 4. ともに活動する

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標	番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標	番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
①	障害者スポーツ推進体制の整備 ・東京パラ、障スポにむけた競技力向上の体制整備のため、県障スポ協会を中心に、競技団体の組織化を促進する。 ・各団体等と連携し、若い障害者の競技開始のきっかけづくり、指導者養成、選手発掘・育成・強化の取組を推進。							
②	スポーツ大会の実施・選手育成 ・技術の向上と、すそ野を広げるため、県内大会の実施し選手の発掘、優秀な選手の全国大会への派遣を行う。 ・全国的な状況に対応できる個人団体の育成する。		ア	障害のある人のスポーツの推進(がされている)				
③	参加機会の拡大 ・一般のスポーツ大会を含めた様々な大会への参加促進。 ・スポーツ、学校関係者等の連携による児童生徒などのスポーツ・レクリエーションへの参加のすそ野を広げる支援。 ・精神障害者の参加促進・県大会の種目追加の検討。							
④	スポーツ施設のバリアフリー化促進 ・身近なスポーツ施設の障害者トイレやスロープ、点字ブロック等の整備を促進する							
⑤	競技性の高い障害者スポーツ大会への参加選手への支援 ・大会情報の提供や国際大会出場への相談等支援の充実。							
①	造形活動への参加促進と発表の機会の充実 ・「ぴかっtoアート展」の広報充実による応募者の増加・ ・NO-MAの運営支援による魅力発信、県内事業所における造形活動を支援する。							
②	造形活動を支える仕組みづくり ・「アイサ」の運営支援による造形活動への支援方法や著さん権保護に関する相談、人材育成、関係者のNW等環境づくりを進める。 ・「著作権等保護のためのガイドライン」周知による権利保護の取組の促進する。							
③	表現活動の場の拡大 ・身体表現ワークショップの各地開催・音楽祭の開催、オリパラを見据えた表現活動の県内外への発信)		イ	障害のある人の文化芸術活動の推進(がされている)		4	ともに活動する ○障害のある人の自己実現と社会参加を促進するために ・スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター登録の受けられる運営を通じた余暇活動が充実(している) ・本人活動や地域における交流活動の支援(している)	21
④	アール・ブリュットの振興 ・魅力の発信と環境の底上げを図るため、全国ネットワーク組織の運営する。 ・発信拠点としての新生美術館整備。							
①	余暇活動の場の提供 スポーツ等の地域や団体の取組を支援する。 ・各障害者センターでの文化教養教室など余暇活動の実施。		ウ	地域における余暇活動の支援(がされている)				

①	障害者社会参加推進センターによる事業推進 ・障害当事者団体と連携のもと、障害者理解のための啓発活動・研修会など障害当事者による取組を支援する。		エ	社会参加の促進(がされている。)		4	ともに活動する ○障害のある人の自己実現と社会参加を促進するために ・スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター登録の受けられる運営を通じた余暇活動が充実(している) ・本人活動や地域における交流活動の支援(している)	
②	地域における社会参加の促進 ・精神障害者向けサロン・余暇活動・地域活動支援センターでの交流事業等の促進する。 ・聴覚障害者向けの生活技術等の学習・体験の場を設け、手話挿入・字幕入りビデオ等の制作・貸出・配信する ・盲ろう者向け通訳・介助者派遣、生活訓練や相談支援、支援者養成や資質向上のための研修を行う。 ・視覚障害者向け訓練の実施・同行援護従業者養成のための講習会の実施。							
③	身体障害者補助犬の普及啓発 ・盲導犬・聴導犬・介助犬の給付や啓発の実施する。							
④	図書館利用に障害がある人へのサービス ・県所属図書に加え、全国図書館資料の無料取り寄せによる、郵送貸出しを実施。 ・特に視覚障害者には録音・点字資料の在宅利用登録手続きの代行を実施する。							
⑤	交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備 ・聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害理解のための講習会の定期実施。							

①	本人活動の支援 ・障害当事者による会議やイベントへの支援による多様な社会体験支援を実施する。 ・ピアカウンセリング活動を促進する。		オ	障害のある人の本人活動や交流への支援(がされている)				
②	地域における交流の促進 ・多様な地域の人が自然に集いふれあひながら、地域での日常的な見守り等の支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進める。							
③	ボランティア活動の促進 ・ボランティア活動の情報提供による気軽に参加できる環境づくりを進める。							
④	精神保健福祉ボランティア活動支援 ・精神保健福祉ボランティアグループを支援し、地域の支援の輪を広げる。							
⑤	県民の社会貢献活動の環境整備 ・「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」に基づき、社会貢献活動やNPOIに関する情報提供、人材育成、参加の機会づくり等を進める。							

<数値目標>						
指標	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度目標
障害者スポーツ県大会およびジャパンスポーツフェスティバルの参加人数	1,505人	1,482人	1,468人	729人		2,000人
障害者スポーツ指導員の資格を取得した総合型スポーツクラブ関係者およびスポーツ推進員の数	9人	23人	24人	32人		30人
障害者アート公募展への応募者数	262人	343人	311人	275人	22	380人

主要施策 5. 共生のまちづくり①

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	「障害者週間」を中心とした広報・啓発の推進 ・障害の有無によらない相互理解と人権が守られるために、「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間ポスター」コンクールの実施による啓発を進める。	
②	糸賀思想の普及啓発の推進 ・記念賞、音楽祭の開催による思想の発信と普及。 ・糸賀氏らの実践を学ぶ自覚者づくりの拠点の運営。 ・財団の自主的・主体的運営に向けた取り組みへの支援	
③	アール・ブリュット作品を通じた理解の促進 ・多様な価値観の受け入れ、共有できる社会づくりを意識した作品展の開催、情報発信を進める。	
④	多彩な人権啓発の実施 ・人権尊重意識の高揚のため、マスメディアの活用、広報誌の発行、イベントの開催、ふれあい型啓発などの実施、啓発手法や内容の工夫に努める。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
ア	障害者理解が促進(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
5	共生のまちづくり ○誰もが暮らしやすい共生社会の実現にむけて ・障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進 ・差別解消法・虐待防止法の取組強化、防災・防犯対策の推進	

①	障害者差別解消法の円滑な施行 ・法の施行に向けて、差別解消地域協議会や相談・紛争の防止等の体制整備、条例化の必要性の検討。	
②	運営適正化委員会による助言・あっせん ・県社協に適正化委員会を設置し、事例等の解決に向けた助言・あっせんによる利用者の権利擁護)	
③	相談員の能力向上と連携の促進 ・身体障害者・知的障害者相談員のNW構築や権利侵害事案の早期発見と情報提供等に関する研修の実施による能力向上と連携強化を図る。	
④	「淡海ひゅうまんねっと」「障害者110番」による各種支援の推進 ・向事業による権利侵害や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施し障害者等の権利を守る。	
⑤	「地域福祉権利擁護事業」の推進 ・地権事業による福祉サービスの情報提供、手続き援助、日常金銭管理援助による自立生活を支援、地権事業の充実強化に向けて、基盤強化の検討を実施。	

イ	差別的解消および権利擁護の推進(がされている)	
---	-------------------------	--

⑥	成年後見制度の利用促進 ・制度の周知・啓発、利用促進のための体制づくり。 ・成年後見人の担い手確保・育成のしくみづくり、利用支援策等について市町と検討を実施。	
⑦	虐待防止に向けたシステムの構築 ・虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、再発防止のため、県センターでの相談、関係機関による連携体制づくりや研修をすすめる。 ・事例検討やマニュアル作成による市町の取組を支援。	

イ	差別的解消および権利擁護の推進(がされている)	
---	-------------------------	--

5	共生のまちづくり ○誰もが暮らしやすい共生社会の実現にむけて ・障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進 ・差別解消法・虐待防止法の取組強化、防災・防犯対策の推進	
---	--	--

①	「縁センター」との相互連携と協働によるトータルサポートの仕組みづくりによる障害者やその家族の福祉の向上を図る。	
---	---	--

ウ	「公私協働による福祉しが」の実践による福祉サービスの向上(がされている)	
---	--------------------------------------	--

①	県と市町の連携による意思疎通支援の充実 ・手話通訳者、要約筆記者の養成研修の実施による人材確保 ・専門性の高い手話通訳者および要約筆記者の派遣。 ・耳マーク運動による筆談の広がりにも努める。	
---	--	--

エ	意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実(がなされている)	
---	-------------------------------	--

②	IT利用の推進とITを活用した生活・就労の促進 ・障害者IT支援センターによるIT利用相談や訪問利用講習会の実施、ボランティアの養成派遣を行う。 ・スキルの向上と交流の場となるITサロンの設置。 ・視覚障害者向けIT講習会・デジタル機器の利用支援。	
③	視覚障害のある人に対する情報提供支援 ・点字・音声での広報や点字・メールでのニュース提供 ・点字図書・音声図書制作・貸出の拡充、点訳・音訳ボランティアの養成など情報提供体制の充実。 ・音声コードの普及。	
④	障害のある人に配慮した行政情報の提供 ・「滋賀プラスワン」の音声版・点字版の作成、「手話タイム・プラスワン」の手話・字幕放送。 ・県リーフレットに音声コード付記。 ・HPの利用しやすさへの配慮。 ・よみがな付記、平易な表現。	
⑤	選挙等における配慮等 ・政見放送への手話・字幕の付与、点字、音声、インターネットによる候補者情報の提供 ・投票所のバリアフリー化・代理投票等の適切な実施。 ・指定病院や郵送による投票場以外での不在者投票への配慮。	

<数値目標>						
指標	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度目標
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数	8,954回	10,928回	8,406回	8,542回		17,000回
特定道路におけるバリアフリー化率	68.9%	70.3%	73.4%	75.8%		100%
駅のバリアフリー化率(乗客1日3,000人以上)	75.5%	80.0%	88.9%	88.9%		100%
高次脳機能障害の専門研修に参加した支援者数	13人	37人	112人	112人	24	180人

主要施策 5. 共生のまちづくり②

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	<b>ユニバーサルデザインによる県立施設整備の推進</b> ・県立施設の整備についてユニバーサルデザインの視点による整備を進める。	
②	<b>公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進</b> ・公共施設、公共交通機関等のUD化を促進する。	
③	<b>自治ハウス(集会所)のバリアフリー化促進</b> ・既存の自治ハウスのバリアフリー化を進めるための支援を図る。	
④	<b>公園・水辺空間の整備</b> ・都市公園の障害者用駐車スペースの確保、対応トイレ設置、スロープ設置を促進。 ・安全・快適な利用に配慮した水辺空間のUD化。	
⑤	<b>農村地域の生活環境整備</b> ・健康で生きがいを持って暮らせる農村の環境づくりのための公共施設等のUD化など生活環境の整備。	
⑥	<b>特定道路におけるバリアフリー化の促進</b> ・バリアフリー新法に基づく重点整備地区の特定道路の歩行空間の連続したUD化、歩道の幅、点字ブロック、段差・傾斜の解消等歩道整備を進める。	
⑦	<b>交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進</b> ・重点整備地区内生活関連経路に対して視覚障害者用付加装置等の信号機の改良、標識の高輝度化、上記地域以外にも交通バリアフリー対応型信号機を整備。 ・鉄道のバリアフリー化、情報提供への配慮。	
⑧	<b>障害のある人に配慮した教習所の充実</b> ・各教習所のバリアフリー化、手話通訳のできる指導員育成、二輪車の危険防止装置導入等について指導。	
⑨	<b>運転者教育の推進</b> ・障害のある人の年齢、障害種別に応じた運転適性相談の実施。 ・各種講習における資料への字幕付記、手話挿入、手話通訳による講習会の開催を図る。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
オ	福祉のまちづくりの推進(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
5	<b>共生のまちづくり</b> ○誰もが暮らしやすい共生社会の実現にむけて ・障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進 ・差別解消法・虐待防止法の取組強化、防災・防犯対策の推進	25

⑩	<b>パーキングパーミット制度の実施</b> ・車いす利用者駐車場や思いやり駐車場区画の利用証の交付によるパーキングパーミット制度を推進する。	
⑪	<b>公営住宅のバリアフリー化の推進</b> ・建て替えや改善時に各署のバリアフリー化、手すりの設置、4階以上の建物にはエレベーターの設置等を進める。	
⑫	<b>住宅のバリアフリー化促進</b> ・バリアフリー住宅についての普及啓発、既存住宅のリフォーム相談の実施。	
⑬	<b>障害のある人に配慮した製品の開発促進</b> ・工業技術センターによる「人にやさしい健康福祉を実現する技術開発支援」の推進。	

オ	福祉のまちづくりの推進(がされている)	
---	---------------------	--

5	<b>共生のまちづくり</b> ○誰もが暮らしやすい共生社会の実現にむけて ・障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進 ・差別解消法・虐待防止法の取組強化、防災・防犯対策の推進	
---	---	--

①	<b>滋賀県リハビリテーション協議会による提供体制整備</b> ・「県リハ協議会」において提供体制整備の基本方向を検討、「県リハ推進計画」に基づき関係機関の連携促進。	
②	<b>県立リハビリテーションセンター業務の充実</b> ・情報提供や専門職員等に対する研修、調査・研究、相談事業、リハビリテーション実施機関への技術的支援の推進。 ・NWの中核機能を強化するほか、高次脳機能障害、難病患者への専門的リハの支援を実施。	
③	<b>地域リハビリテーション提供体制の充実</b> ・地域リハ連絡協議会の検討とあわせ、地域特性をふまえたNWづくりを推進、協議会での検討を踏まえた施策の推進。	
④	<b>総合リハビリテーションの推進による障害のある人への支援</b> ・各リハを担う関係機関により、医学・教育・職業・社会リハ等を包括的に提供できる体制整備を促進する。 ・そのため、福祉用具センターと一体的な運営、働き・暮らし応援センター、県自立支援協議会との連携を推進。 ・二次障害予防の取組の実施。	
⑤	<b>高次脳機能障害への支援</b> ・支援人材の育成、身近な地域での相談支援・日中活動の充実。	
⑥	<b>重度障害者の医療費負担の軽減</b> ・重度心身障害者(児)福祉医療費助成制度事業等により医療費負担を軽減。	
⑦	<b>精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実</b> ・病態像や特性に応じて適切な医療を受けられる体制の充実。 ・可能な限り地域で医療や支援を受けられる体制の充実、入院早期からの地域移行への支援体制の充実。	
⑧	<b>発達障害のある人への医療的支援の充実</b> ・寄付講座の設置や研修等の実施による医師の養成や地域医療機関への支援。 ・小児保健医療センターでの発達障害にかかる専門的診断・治療実施。	

カ	保健・医療サービスの充実(がなされている)	
---	-----------------------	--

# 主要施策 5. 共生のまちづくり③

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	<b>防災への理解促進</b> ・市町への避難行動要支援者に対する個別計画の策定支援、災害発生時の行動等についての理解を深める取組支援。 ・緊急時の電源確保、福祉施設での物資の備蓄、障害特性を踏まえた避難所運営など備えの促進。	
②	<b>災害時用配慮者の避難支援</b> ・災害時の速やかな安否確認や避難体制づくりを進める。 ・障害等の状況に応じた福祉避難所の確保と支援体制づくり。	
③	<b>自主防災組織の育成</b> ・自主防災組織に対する要配慮者支援に関する研修会の開催 情報提供、技術支援を実施。	
④	<b>避難情報等提供体制の整備</b> ・コミュニケーション機能に障害のある人に対して、避難縦鼻情報等の緊急情報が円滑・迅速に提供できる体制整備のための市町支援に努める。	
⑤	<b>土砂災害対策の実施</b> ・土砂災害の犠牲となりやすい自力避難が困難な障害者等を守る対策を推進するため、福祉施設等を重点的に砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施。	
⑥	<b>警察職員への介護講習等の実施</b> ・高齢者や障害者の介護等に必要な知識や技能を習得し、適切な警察活動に活用できるよう研修や公衆への参加を促進。	
⑦	<b>被害防止対策の推進</b> ・消費者トラブル防止や被害からの早期救済のため、見守り支援者への講座、当事者への相談、特別支援学校への出前講座等による消費者教育と啓発。 ・障害当事者に配慮した犯罪被害防止の啓発と犯罪抑止啓発の推進。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
キ	防災・防犯体制の充実(がなされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
5	共生のまちづくり ○誰もが暮らしやすい共生社会の実現にむけて ・障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進 ・差別解消法・虐待防止法の取組強化、防災・防犯対策の推進	

①	<b>難病医療体制の充実</b> ・難病医療連携協議会において、従事者の技術力向上のための研修会実施、拠点病院や協力病院のネットワークの構築等、難病医療体制の充実に努める。	
②	<b>在宅療養支援および相談支援体制の充実</b> ・重症難病患者の適時適切なレスパイト入院施設の確保。 ・難病医療連絡協議会や保健所が中心となった医療・看護・介護・福祉サービス提供者の連携体制の構築による在宅療養支援。 ・拠点病院への難病支援員の配置し必要な相談及び情報提供等の実施と支援者への研修事業の充実。 ・難病相談・支援センター事業の実施による気軽な相談、適切な支援が受けられる環境づくり。 ・総合的なサービス提供による不安の解消と社会参加の推進 ・保健所を中心とし、難病対策地域協議会の設置による支援NW体制の整備	
③	<b>難病福祉施策の実施</b> ・難病患者が適切な福祉施策を受けられるよう市町担当課職員や福祉関係者への研修会等の実施。 ・社会参加を進めるため、難病の正しい理解の啓発に努める。	
④	<b>災害対策の促進</b> ・患者・家族および支援関係者が連携した災害支援体制整備の促進。	

ク	難病患者に関するサービスや制度の推進(がなされている)	
---	-----------------------------	--

5	共生のまちづくり ○誰もが暮らしやすい共生社会の実現にむけて ・障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進 ・差別解消法・虐待防止法の取組強化、防災・防犯対策の推進	
---	--	--

重点施策 1. 発達障害のある人への支援の充実

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	キャリア支援コーディネーターの高校や大学への巡回による在学中からの福祉等の関係との連携。	
②	県発達障害者支援地域協議会、市町発達支援センター等連絡会議、県自立支援協議会における情報共有や課題の検討。	
③	個別の教育支援計画および指導計画が円滑に引き継がれるよう学校間や機関間の連携を図る。	

①	当事者団体、関係機関との協働による「発達障害者啓発週間(4月2日から4月8日)」での啓発活動の実施。	
②	学校や職場等で発達障害者支援ができるサポーターの養成研修実施。	
③	・家族支援に関する研修等の開催。 ・市町や当事者団体など関係機関との連携を深める。	

①	生活訓練と就労準備訓練の一体実施による支援プログラムの普及による支援者のスキルアップ、地域生活移行の支援方法の共有。	
②	・県発達障害者支援センターによる各福祉圏域での助言や研修会の開催。 ・発達障害者支援ケアマネジャーによる相談支援の実施。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
(暮らす)		
ア	関係機関の連携による切れ目のない(ライフステージをつなげる)支援の強化	

(共生)		
イ	発達障害についての理解の促進および身近な地域の理解者、支援者の養成(がされている)	

(暮らす)(働く)		
ウ	学齢後期から成人期における発達障害のある人の支援の充実とスキルの向上(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
1	発達障害のある人への支援の充実(が充実している) ・疑い段階からの継続的な相談、早期発見、早期支援、家族支援を含めた切れ目のない支援体制の構築(がされている) ・特性に応じた支援、ライフステージ間の適切な引き継ぎ、周囲の理解促進等の支援の充実(ができています)	

重点施策 2. 障害のある人への就労支援の推進

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	障害者雇用に関する講座やセミナー等の開催。	
②	就労体験の場や企業での雇用体験の機会の確保。	

①	職場環境の整備に対する支援や雇用に向けた調整、情報提供等による多様な職場の開拓。	
②	農業分野における雇用促進のため、農業者と福祉事業所とのマッチングサポート、就労や体験の場確保。	

①	就労継続支援B型事業所の利用者が就労移行支援事業所へ移行するための取組実施。	
②	就労後の雇用が継続するために、就労定着支援の普及に努める。	整備目標あり

①	専門的な技術を学ぶ職員研修の実施。	
---	-------------------	--

①	働く意欲を高め、知識や技能、体力を身に付け、実践力を高める授業の改善。	
②	「しがごと検定」「しがごと応援団」の充実および利活用。	
③	高等養護学校への職業学科「しがごと総合科」の設置。	

①	市町、ハローワークと役割分担した働き・暮らし応援センターによる支援の実施。	
②	県協議会(就労部会)を中心とした企業等を含めた関係機関とのネットワークづくりによる就労支援システムの充実。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
(働く)		
ア	企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進(がなされている)	

(働く)		
イ	障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大(がされている)	

(働く)		
ウ	福祉施設利用者などの一般就労への移行促進(がされている)	

(働く)		
エ	就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上	

(学ぶ)		
オ	就労の実現に向けた教育の推進	

(働く)		
カ	働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実(がなされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
2	障害のある人の就労支援の促進(がされている) ・経済基盤であり、生きがいにもつながる就労の重要性 ・障がいのある人が当たり前前に地域で働くことについての理解は不十分 ・法定雇用率の段階的引き上げへの対応	

重点施策 3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	入所施設、通所施設およびGHに対する市町と協働しての支援による地域基盤の充実。	
②	県協議会等における関係機関との連携の強化や支援体制の整備について検討。	
③	喀痰吸引等研修の実施による医療的ケアを実施できる介護職員の養成。	
④	地域の医療機関の医師に対する専門病院等の医師による研修の実施による対応できる医療機関の拡大。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(暮らす)	
ア	重症心身障害児者・医療的ケア児(者)への支援の充実(されている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
3	本人のニーズに合った専門的な支援の充実(がされている) ・重度の障害のある人や医療的ケアの必要な人、強度の行動障害を示す障害ある人等への支援の充実 ・高齢障害者の介護保険サービスへの円滑な移行のための高齢福祉分野との連携の必要性	

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	通所事業所およびGHに対する市町と協働しての支援による地域基盤の充実。	
②	医療福祉相談モールによる専門的相談支援の実施、市町などとの背専門的・重層的支援体制の構築に向けた検討。	
③	障害特性や専門的な支援・対応方法に関する研修の実施による専門的支援人材養成。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(暮らす)	
イ	強度行動障害者への支援の充実(がされている)	

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	障害福祉サービスおよび介護保険サービスの適切な運用に関する好事例の提供 相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有や相互の制度理解の促進。	
②	共生型サービスや介護保険サービスの円滑な利用のための利用者負担軽減制度の普及と適切な運用。	
③	シェアハウスなど障害福祉サービス以外の居住の形態についての事例収集と提供。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(暮らす)	
ウ	高齢障害者への支援の充実(がされている)	

重点施策 4. 精神障害のある人への支援の充実

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	圏域における医療、保健、福祉等の連携によるチーム支援の実施。	
②	病院と地域がつながる体制作りを起点に保健所や市町等の公的機関、医療機関や相談支援等の民間支援機関や家族会、自助グループなどの団体、民生委員による見守り体制の構築。	
③	グループホームなどの地域における住まいの場や日中活動の場の確保。	
④	入院早期からの退院に向けた環境調整や福祉サービスを紹介するとともに、通院や通所が不安定な人への訪問支援の促進。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(暮らす)	
ア	(本人及び家族が)安心して地域で生活するための支援の充実(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
4	精神障害のある人への支援の充実(がされている) ・精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる支援体制の必要性 ・入院生活から退院後の生活まで切れ目のない支援	

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担や連携、保健所や市町、地域援助事業者(相談支援事業者)などとの重層的な支援体制の構築を促進。	
②	質の高い精神科医療を提供できる体制の構築推進。	
③	アルコール健康障害の相談支援の充実やアルコール依存症への医療機関間の連携による早期介入、専門機関の機能確保発症後の生活支援強化などにより連携体制の構築を推進。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(暮らす)	
イ	多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築(ができています)	

重点施策 5. インクルーシブ教育の推進

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	社会的・職業的自立に向けた指導の展開。	
②	「しがごと検定」「しがごと応援団」の充実および活用。	
③	高等養護学校に職業学科「しがと総合科」を設置。	
①	各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善。	
②	巡回指導等により専門家や関係機関との連携、研修、研究の推進。	
①	障害のある子どもの障害の状態や教育ニーズに応じたきめ細やかな指導ができるよう、教員の指導力や専門性の向上、教員研修の充実、人事交流の促進。	
②	特別支援学校教諭免許取得促進。	
①	基礎的な環境整備と子ども一人ひとりの障害状況に応じた合理的配慮の提供。	
②	小中学校と特別支援学校との副次的な学籍、特別支援学校分教室の設置に係る研究を進める。	
①	県と市町による役割分担と連携・協力、各分野の連携による学校卒業後の自立を見据えた幅広い教育的支援。	
①	学びの場が柔軟に選択できるための適切な就学相談、進路相談を実施。	
②	発達段階に応じた一貫した指導、支援ができるシステムの構築。	
③	特別支援学校のセンター機能による適切な就学指導や就学支援の実施。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(学ぶ)(働く)	
ア	社会的・職業的自立の実現(ができています)	
	(学ぶ)	
イ	発達段階に応じた指導の充実(ができています)	
	(学ぶ)	
ウ	教員の指導力や専門性の向上(ができています)	
	(学ぶ)	
エ	教育環境の充実(ができています)	
	(学ぶ)	
オ	教育における連携(役割分担)の推進(がされている)	
	(学ぶ)	
カ	適切な就学相談の推進(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
5	インクルーシブ教育の推進(されている) ・「障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実をはかるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが学び合うことにより、『地域でともに生きていく力』を育てる」 ・多様な個人が能力を発揮しつつ自立してともに社会に参加し支え合う共生社会の形成	

重点施策 6. 障害のある子どもへの支援の充実

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	県協議会を活用し、相談支援事業所を中心とした保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者によるチーム支援体制の充実。	
①	放課後児童クラブにおける支援の充実、放課後デイサービス、児童発達支援事業所での支援の質の確保のための研修の実施や実地指導の強化による体制整備。	
②	市町の保育所等への看護師等派遣への支援の実施。	
①	県協議会(医療的ケア児に関する協議会)等において関係機関との連携の強化や支援体制の整備を検討。	
②	県協議会等において、総合調整を行うコーディネーターの役割等について検討し機能確保に努める。	
①	実証研究の実証研究について教育、医療、福祉の関係部局の連携のもと未実施市町での実施。	
①	近江学園や信楽学園について小規模グループケアの推進、子どもの心の傷を癒して回復させる専門的なケアの機能の充実による地域生活への移行に努める。	
②	老朽化及び専門的ケアや地域生活移行等、求められる機能を充実させるため、近江学園の建て替えに向けた検討を進める。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(暮らす)	
ア	ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化(ができています)	
	(暮らす)	
イ	障害のある子どもが利用する事業所等における支援の質の向上(ができています)	
	(暮らす)	
ウ	重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の強化(がされている)	
	(暮らす)	
エ	医療的ケア児の通学に係る保護者の負担軽減の実証研究(がされている)	
	(暮らす)	
オ	障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
6	障害のある子どもへの支援の充実(がされている) ・各支援機関や本人のライフステージの間をつなぐコーディネート機能の強化、各機関における支援の質の向上 ・重症心身障害児や医療的ケアが必要な児童への専門的な支援の充実 ・被虐待児等を受け入れる障害児入所施設において少人数での支援や家庭に近い暮らしの実現	

重点施策 7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	相談支援専門員の養成、育成のための研修実施による人材確保と資質の向上に努める。	
②	県協議会において、基幹相談支援センター等による地域へのフォローアップ体制の構築や関係機関との連携強化など、相談支援体制の充実に努める。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(暮らす)	
ア	相談機能充実(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
7	相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築(ができています) ・相談支援専門員の人材確保、育成、相談支援機関とその他支援機関との連携強化による地域相談支援体制の充実 ・自助・互助・共助・公助を組み合わせ、分野を超えた多職種連携や市民力の活用による地域包括ケアシステムの構築	

①	県協議会を活用して、高齢や医療分野等の他分野多職種との連携強化の促進。	
②	共生型サービス等を活用した本人のニーズにあった支援の選択や地域の実情にあったサービス提供のため、制度の縦割りを超えた柔軟な支援体制の構築に努める。	
③	身近な地域で福祉、保健、医療などの必要な支援が受けられるような体制整備に努める。	

	(暮らす)	
イ	地域包括ケアシステムの構築(がされている)	

重点施策 8. 障害のある人のスポーツ、文化芸術活動の充実

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	東京オリパラ等のビックイベントを活かした障害者スポーツに対する理解の促進、障害のある人が県民総スポーツの祭典などへ気軽に参加できる環境づくりの推進。	
②	選手の発掘確保、団体競技の普及について関係団体、各市町と協力しながら推進。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(活動する)	
(1)ア	障害者スポーツの普及・選手の拡大(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
8	障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進(がされている) ・令和6年開催の「全国障害者スポーツ大会」に向けて「県障害者スポーツ大会」や「スペシャルスポーツカーニバル」等への若年層参加者を増やす。 ・障害のない人が芸術を楽しんで鑑賞できるよう、合理的配慮等を一層促進する。 (1)スポーツ (2)文化・芸術活動	

①	障害に対する意識の実態把握、障害者スポーツ団体、総合型スポーツクラブ、スポーツ推進委員と連携し、障害の有無にかかわらず一緒にスポーツに取り組める機会づくりの推進。	
②	障害者スポーツ団体と連携し、学校体育や部活動において障害のある児童・生徒がスポーツに親しめるように取り組む。	

	(活動する)	
(1)イ	障害のある人の参加機会の拡大(がされている)	

①	障害のある人が芸術鑑賞をできるように、アクセシビリティの充実を図る。	
②	障害のある人が作品公募店頭への容易に応募できるよう、わかりやすい応募要項など合理的配慮を促進。	

	(活動する)	
(2)ア	障害のある人の文化芸術活動の推進(がされている)	

①	安心して造形活動に取り組むことができる環境整備のため、著作権等の権利保護に関する理解を障害福祉サービス事業所の職員へ広げるための研修を実施する。	
---	--	--

	(活動する)	
(2)イ	造形活動を支える仕組みづくり(がされている)	

①	障害のある人の表現活動を適切に指導・運営できる地域人材の育成を支援。	
②	舞台パフォーマンスなどの表現活動を広く知ってもらうための情報発信の方法を検討。	

	(活動する)	
(2)ウ	表現活動の場の拡大、発信(がされている)	

①	アール・ブリュットを柱の一つとして「美の滋養」づくりの拠点となるよう、多くの県民の参画を得て整備。	
---	---	--

	(活動する)	
(2)エ	新生美術館の整備(がされている)	

①	令和2年の東京オリンピック・パラリンピックなどを通じて文化芸術活動による国際交流を推進。	
---	--	--

	(活動する)	
(2)オ	東京オリ・パラを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進(がされている)	

重点施策 9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	障害特性に配慮した適切な情報保障に努め、IT利用を促進するためにITサロンの設置、パソコンボランティアの養成及び派遣を実施。	
②	意思疎通支援の充実のため、県内外で開催されるスポーツ大会に向け、市町と連携して手話奉仕員の養成を推進。	
③	盲ろう者が指字など触手話以外のコミュニケーション手法の選択ができるように意思疎通支援を充実。	
④	障害のある人が芸術を鑑賞できるようにアクセシビリティを充実。作品展覧会等へ容易に応募できるように合理的配慮の促進。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(活動する)	
ア	日常生活や社会生活における支援等の充実(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
9	意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上(がされている) ・東京オリ・パラに向け、意思疎通支援の充実や情報アクセシビリティの向上 ・災害時にいかに情報提供等を行うかが大きな課題	

①	災害時に適切に情報が伝えられるよう、意思疎通支援者の確保に努める。	
②	避難所において障害特性に配慮した音声や視覚支援による情報提供が行われるよう、市町の取組を支援。	
③	災害時の困りごとなど障害やからの意思伝達のために、絵記号等の情報伝達の手段について啓発。	

	(共生)	
イ	災害時における支援等の充実(がしている)	

重点施策 10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	差別解消法の実効性の向上と様々な生きづらさを抱える人を取り巻く課題に取り組むため、「誰一人取り残さない」共生社会づくりを目指すための条例の検討を進める。	
②	糸賀氏ら先人に学びつつ、共生社会の基本理念が広がるよう、関係団体と優れた実践の検証や人材の育成を行う。	
③	差別解消法の理念・目的や、社会モデルの理解を深めるため周知・啓発等、ヘルプマーク等の周知拡大を通じ障害者理解と合理的配慮の機運を醸成。	
④	障害者差別の相談に応じ、その解消につとめるとともに、障害者差別解消支援地域協議会を通じた関係機関におけるネットワークの構築を推進。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
	(共生)	
ア	共生社会づくりを目指すための取組の推進(ができています)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
10	「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組(がされている) ・差別解消のための相談・解決の具体的な仕組みの整備が必要 ・「生きづらさ」を抱える人を取り巻く課題に県民全体で取り組んでいくことが求められる ・障害者施策の策定・実施に当たっては、障害者権利条約を踏まえた取組が求められる ・県民が一体となって共生社会づくりを目指す取組が求められている	

①	虐待への未然防止や早期発見、発生後の迅速・適切な対応、再発防止のために、研修や相談の効果的な実施。	
---	---	--

	(共生)	
イ	障害者差別の解消と障害者理解の促進(がされている)	
	(共生)	
ウ	障害者虐待の防止に向けた取組の促進(がされている)	

①	障害のある人の避難や状況把握を支援する自主防災活動のため、自主防災組織、消防団ボランティア等との協働体制の構築について市町を支援。	
②	要配慮者の特性に配慮した避難所運営の体制整備等について検討。	
③	要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等の作成し、安心して過ごせる避難所の整備、運営ができるよう市町を支援。	

	(共生)	
エ	防災対策(ができています)	

障害福祉計画 障害児福祉計画

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

(1) 目標

<目標>				
項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度目標	備考
福祉施設入所者うち、地域生活に移行する者の人数	4人		45人	H28年度末4人
県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数【県独自項目】	0人		14人	H28年度末146人 ※県外入所者の実人数
県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設除く）	定員を維持		定員維持	H28年度末定員数999人 (県立施設を除く)

(2) 関連施策

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標	番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標	番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
①	入所施設、通所施設およびGHに対する市町と協働しての支援による地域基盤の充実。			(暮らす)				
②	県協議会等における関係機関との連携の強化や支援体制の整備について検討。		ア	重症心身障害児者・医療的ケア児(者)への支援の充実(がされている)				
③	喀痰吸引等研修の実施による医療的ケアを実施できる介護職員の養成。			V3アに同じ				
④	地域の医療機関の医師に対する専門病院等の医師による研修の実施による対応できる医療機関の拡大。							
①	通所事業所およびGHに対する市町と協働しての支援による地域基盤の充実。			(暮らす)				
②	医療福祉相談モールによる専門的相談支援の実施、市町などとの背専門的・重層的支援体制の構築に向けた検討。		イ	強度行動障害者への支援の充実(がされている)		1	障害のある人が望む地域生活を実現(するための施策)	39
③	障害特性や専門的な支援・対応方法に関する研修の実施による専門的支援人材養成。			V3イに同じ				
①	・障害福祉サービスおよび介護保険サービスの適切な運用に関する好事例の提供。 ・相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有や相互の制度理解の促進。			(暮らす)		1	障害のある人が望む地域生活を実現(するための施策)	
②	共生型サービスや介護保険サービスの円滑な利用のための利用者負担軽減制度の普及と適切な運用。		ウ	高齢障害者への支援の充実(がされている)				
③	シェアハウスなど障害福祉サービス以外の居住の形態についての事例収集と提供。			V3ウに同じ				
①	相談支援専門員の養成、育成のための研修実施による人材確保と資質の向上に努める。			(暮らす)				
②	県協議会において、基幹相談支援センター等による地域へのフォローアップ体制の構築や関係機関との連携強化など、相談支援体制の充実に努める。		エ	相談機能充実(がされている)				
				V7アに同じ				
①	相談支援専門員、強度行動障害者支援従事者等への研修の実施。			(暮らす)				
②	チーム支援による支援者間の共助の促進。		オ	支援者等の人材育成や資質の向上(している)				
③	発達障害者支援センターなどの専門機関からのスーパーバイズの実施。							
①	入所施設の役割や、地域移行促進のための具体的方策等について市町や関係機関と検討し、取り組む。							
②	現在の入所施設の定員枠を活用し、県外入所者の県内移行を促進する。		カ	地域生活への移行の促進			県外入所者の推移	

障害福祉計画 障害児福祉計画

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

(1) 目標

項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度目標	備考
精神医療福祉チームによる圏域推進チーム会議の設置【新】	4圏域		7圏域全て	H28年度末3福祉圏域設置
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置【新】	2		19市町	—
精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数【新】	832人 (H29)		794人	H26年813人
精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	383人 (H29)		349人	H26年452人
入院後3か月時点の退院率	64.5% (H29)		69%以上	H27年54.2%
入院後6か月時点の退院率【新】	86.4% (H29)		84%以上	H27年78.1%
入院後1年時点の退院率	93.0% (H29)		90%以上	H27年83.3%

(2) 関連施策

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標	番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標	番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
①	講演会等により県民に正しい知識を提供することにより、精神疾患の早期発見、早期治療を促し、住み慣れた地域での本人の望む生活を支援。			(暮らす)(共生)				
②	自助グループ等の連携や活動を支援し活性化を図るとともに、当事者の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を促進する。		ア	精神障害に対する正しい理解の促進(がされている)				
①	医療や保健福祉による支援、家族や地域の見守り等の公私協働による地域づくりに取り組む。			(暮らす)				
②	福祉圏域において、医療、保健、福祉等の関係機関が連携してチーム支援を行う。							
③	精神科病院、公的機関、相談支援事業所、社会福祉協議会等の民間機関、民生委員等、地域の見守り体制の構築に取り組む。							
④	保健師、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等への体系的な研修により、支援の質を向上させる。							
⑤	退院後のグループホームや日中活動の場を確保に努める。		イ	安心して地域で生活するための支援の実施(がされている)		2	精神障害のある人が望む地域生活を実現する(ための施策)	

⑥	市町を中心とした介護保険等高齢者施策との連携や高齢者の地域移行の促進、地域生活支援の強化等を図り、高齢精神障害者の支援を行う。		イ	安心して地域で生活するための支援の実施(がされている)		2	精神障害のある人が望む地域生活を実現する(ための施策)	
⑦	ひきこもり状態が長期化している当事者・家族が社会復帰の手がかりをつかむための相談支援から活動のばづくりまで公私協働による支援をすすめ、広げ、定着させる。							
⑧	回復途上にある精神障害者に、社会適応訓練を行うとともに、働き暮らし応援センターやハローワーク等との連携を強化することで、一般就労とその定着を促進する。							

①	精神的不調時の相談窓口を明確にし、周知する。訪問や面談等によるきめ細やかな支援の提供と市町、関連機関との連携を行う。			(暮らす)				
②	圏域の相談支援アドバイザーが保健所とともに地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域支援により地域移行支援に努める。		ウ	相談支援体制の充実(している)				
③	地域協議会との情報共有や、連携による課題共有と方策の検討により、様々なニーズに応じた相談支援やサービス提供を推進。							

①	・急性憎悪時に迅速かつ適切に精神科医療につながるよう精神科救急情報センターの充実に努める。 ・病院と診療所の連携の推進、初期救急応需体制の充実、身体合併症を併発している人を受け入れる身体合併症協力病院との連携に努める。		エ	精神医療の充実(がされている)				
②	児童思春期精神疾患に適切に対応できるよう、小児科や精神科等との連携するとともに、入院対応ができる医療機関の確保について検討する。							
③	精神医療センターがアルコール健康障害の専門医療機関・依存症治療拠点機関として核となり、地域の医療機関におけるアルコール診療技術の向上や連携体制の構築に取り組む。							
④	高次脳機能障害について医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけ医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制の構築を図る。							
⑤	・うつ病対策についてかかりつけ医などに対する研修により、一般医療機関と精神科の連携を図り早期発見、早期治療につなげる。 ・医療関係者への治療技法の普及により、早期に有効な治療につながる連携を促進する。 ・警察や消防との連携強化を図る。							
⑥	危機管理体制のもと迅速に災害派遣精神医療チームを組織できるように、県内の精神科医療機関との検討を進める。							

3. 発達障害のある人の支援を充実させるための施策

(1) 指標

<指標>				
項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度の見込み量	備考
発達障害者支援地域協議会開催数【新】	年間 3回		年間 3回	H28年度 3回
発達障害者支援センターの相談件数【新】	1,183件		860件	H28年度 855件
発達障害者支援センター及び認証発達障害者ケアマネジメント支援事業によるコンサルテーション件数【新】	センター：641件 認証ケアマネ：2,065件		センター：450件 認証ケアマネ：2,000件	センター：H28年度 366件 認証ケア：H28年度 1,399件
発達障害者支援センター及び認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による研修、啓発回数【新】	センター：46回 認証ケアマネ：17回		センター：132回 認証ケアマネ：12回	センター：H28年度 132回 認証ケア：H28年度 12回

(2) 関連施策

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標	番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標	番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
①	県発達協議会において、発達障害のある人の支援ニーズの把握、市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有と連携の強化、支援体制についての検討を行う。			(暮らす) 滋賀県発達障害者支援地域協議会による情報共有と連携の強化(がされている)				
①	巡回支援専門員派遣事業の実施や児童発達支援センターの設置等、市町の取組を支援する。			(暮らす) 早期発見、早期支援の推進(する)				
①	キャリア支援コーディネーターが学校を巡回するなど、在学中から福祉等の関係機関が協働して支援に取り組む。			(暮らす)(学ぶ)		3	発達障害のある人の支援を充実させる(ための施策)	
②	生活訓練と就労準備訓練の一体的な実施によるプログラムを普及し支援者のスキルアップを図る。 地域生活への移行について支援方法を共有する。			ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実(している)				

①	認証発達障害者ケアマネジャーによる福祉圏域での関係機関へのコンサルテーションの実施。			(暮らす) エ 福祉圏域における支援体制の充実(している)		3	発達障害のある人の支援を充実させる(ための施策)	
②	地域自立支援協議会における発達障害者支援体制についての検討。							
①	市町や関係機関における発達障害児者支援に対するコンサルテーションや困難事例の相談支援、支援者を対象とする研修を行う。			(暮らす) オ 発達障害者支援センターによる支援(効果的に実施される)				
②	学校や職場、身近な地域において、発達障害のある人に対して支援ができるサポーターを養成するための研修を実施する。							
③	家族支援に関する研修等の開催や、市町や当事者団体など関係機関との連携を深める。			(暮らす) カ 発達障害のある人に対する医療的支援の充実				
①	医師と医療関係者に対する研修会等を開催することにより、早期発見のための診断や医療的支援の充実を図る。							

4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

(1) 目標

<目標>				
項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度目標	備考
地域生活支援拠点の整備	0		市町もしくは圏域に1つ設置	H28年度 0

(2) 関連施策

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標	番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標	番号	A分野アウトカム	指標
				(暮らす)				
①	市町に対して地域生活支援拠点等に関する必要な情報提供を行い整備を促進する。		ア	地域生活支援拠点等の整備(されている)				
				(暮らす)				
①	相談支援専門員の養成や現任者等の研修の機会を確保し、人材の確保と質の向上に努める。					4	障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり(ができています)	
②	県協議会において、基幹相談支援センター等による地域の相談支援専門員のフォローアップ体制の構築や関係機関との連携強化などを図る。		イ	相談支援体制の充実(している)				
				(暮らす)				
③	県協議会などの場を活用して、高齢福祉分野との連携や保健所による医療分野との連携など、他分野多職種との連携の強化を促進する。		ウ	滋賀県障害者自立支援協議会によるネットワークの強化				

5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

(1) 目標

項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度目標	備考
福祉施設利用者のうち、一般就労に移行する者の数	166人		203人	H28年度 135人
就労移行支援事業の利用者数	292人		496人	H28年度 257人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	40.0%		3割以上の事業所を 4割以上	H28年度 29.7%
全就労移行支援事業所の就労移行率【県独自項目】	27.5%		20%以上	H28年度 22.7%
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率【新】	100%		8割以上	H28年度 81.0%

(2) 指標（上記目標を達成するために必要な量）

項目	H30年度実績	R1年度実績	R2年度目の見込み量	備考
就労移行支援事業等の利用者のうち、一般就労移行者数	150人		180人	H28年度 120人
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数【新】	4人		5人	H28年度 4人
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	120人		158人	—
福祉施設から就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数【新】	79人		119人	—
公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数【新】	50人		66人	—

(3) 関連施策

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標	番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標	番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
①	<p>■企業や事業所への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジョブコーチやリワーク支援、雇用時に利用できる各種助成金制度についての周知。</li> <li>・障害のある人の特性や就業中の課題等についての理解を深める取組の実施。</li> <li>・社会就労事業振興センターと連携し、共同受注等についての情報提供を行う。</li> <li>・就労支援についての研修を実施する。</li> </ul>							
②	<p>■障害者雇用についての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用優良事業所や優秀勤労障害者の知事表彰を行い広く周知する。</li> <li>・企業への障害を理由とする差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供について周知啓発を行う。</li> </ul>		ア	<p>(働く)</p> <p>地域社会での障害のある人の「働く」を促進(する)</p>				
③	<p>■多様な分野における体験・実習・訓練の場の開拓および確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労体験や企業における雇用体験の場を提供する。企業等の障害者雇用に対する理解を深める。</li> <li>・介護や農業分野等での訓練や就労促進のための連携</li> <li>・県立高等技術専門学校における職業訓練の他多様な委託訓練の実施。</li> <li>・精神障害者の社会適応訓練事業の実施。</li> </ul>							
④	<p>■知的障害のある人の職域の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育や介護の場における雇用を促進していくため、資格認定研修の実施、介護事業所等における環境整備に対する支援、雇用に向けた調整や情報提供を行う。</li> </ul>							
⑤	<p>■就労定着支援事業の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努める。</li> </ul>							
①	就労継続支援B型事業所の利用者が就労移行支援事業所へ移行するための取組等を行う。							
②	支援事例を収集し、効果的な支援方法等の検証を行うことにより、就労移行促進に関する研修等の充実や地域における事業所間のつながりの強化を図る。		イ	福祉施設利用者などの一般就労移行等への移行促進				
③	専門的な技術を学ぶ職員研修等の実施による事業所職員の支援技術の向上。							
④	就労継続支援A型事業所での重度障害者の受け入れを支援。					5	障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策	

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>■働き・暮らし応援センターによる支援の推進</li> <li>・働き・暮らし応援センターと行政機関の役割分担の明確化と企業等との連携による支援体制の充実。</li> </ul>	
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>■滋賀県障害者雇用対策本部での連携</li> <li>・県庁各部局等および滋賀労働局とも連携しながら取組を総合的かつ効果的に実施する。</li> </ul>	
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>■滋賀県障害者自立支援協議会における教育・福祉・労働の連携</li> <li>・職業教育や就労支援、進路確保などを効果的に実施できるよう、協議会において情報交換や協議の場を設ける。</li> </ul>	

(働く)

ウ	教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実(がされている)	
---	-----------------------------------	--

5	障害のある人の働きたいという思いを実現する(ための施策)	
---	------------------------------	--

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>■発達障害のある人に対する就労支援</li> <li>・関係機関の連携による就労に向けた総合的な支援の実施。</li> <li>・滋賀労働局による障害理解のための企業向け研修について、福祉事業所へ情報共有を行う。</li> </ul>	
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高次脳機能障害のある人に対する就労支援</li> <li>・むれやま荘において専門機関等と連携しながら、自立訓練や就労移行訓練を提供する。</li> <li>・高次脳機能障害支援センターや働き・暮らし応援センターの連携により、支援体制を充実させる。</li> <li>・高次脳機能障害支援センターにおいてソーシャルスキルトレーニングの実施やコミュニケーションスキル向上のための支援を行う。</li> </ul>	
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>■難病患者に対する就労支援</li> <li>・滋賀県難病相談・支援センターにおいて、定期的にはハローワークに就労サポーターを配置する。</li> </ul>	

(働く)

エ	発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援(がされている)	
---	---------------------------------------	--

①	就労支援事業所等の指導訓練および経営に係るスキルの向上、販路拡大、受注能力向上、発信力強化等「仕事おこし」の取組を支援する。	
②	「滋賀県による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、県機関による福祉的就労施設への発注を促進する。	
③	「滋賀県ナイスハート物品購入制度」による障害や雇用促進事業者への優先的取り扱い、競争入札等での障害者雇用にかかる評価の付加による公共調達における障害者就業の促進。	
④	官公庁だけでなく民間事業者による優先調達が広がる取組を実施する。	

(働く)

オ	就労収入の向上(がされている)	
---	-----------------	--

## 障害福祉計画 障害児福祉計画

### 6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策

#### (1) 目標

項目	R1年度実績	R2年度目標	備考
児童発達支援センターの設置【新】		市町もしくは圏域に少なくとも1か所以上設置	H29年2月5福祉圏域設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		全市町で体制構築	H29年2月11市2町設置
重症児を支援する児童発達支援事業所等の確保【新】		市町または圏域に少なくとも1か所	—
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新】		市町または圏域に少なくとも一つ設置	—

#### (2) 関連施策

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標	番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標	番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
----	----------------	----	----	----------------	----	----	----------------	----

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域における支援体制の強化</li> <li>・市町児童発達支援事業所等にPT等の専門職員の配置を支援する。</li> <li>・小児保健医療センター療育部を中心とした研修の実施や専門職員の派遣等により地域の事業所の専門性を向上する。</li> <li>・小児保健医療センター療育部による重心児や医療的ケア児への専門的な支援を実施する。また機能強化を行う。</li> <li>・発達障害について、早期把握・早期療育支援が行えるよう、関係者の資質の向上に努める。</li> </ul>	
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域自立支援協議会等を活用した連携強化</li> <li>・ライフステージ等に応じた切れ目のない支援ができるよう、協議会を活用した関係機関の情報共有や連携の強化を図る。</li> </ul>	
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害児入所施設における支援</li> <li>・近江学園、信楽学園により、地域では支援が困難、被虐待児へのそれぞれの特性に合わせた支援を実施する。</li> <li>・近江学園では生活面の支援を行い家庭復帰に取り組む。</li> <li>・信楽学園では就労に向けた支援を行い地域移行に取り組む</li> <li>・医療型障害児入所施設による医ケア児や重心児を受け入れるとともに、レスパイト支援についての充実させる。</li> <li>・近江学園の建て替えに取り組む。</li> </ul>	

(暮らす)(学ぶ)

ア	地域支援体制の整備(がされている)	
---	-------------------	--

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周産期保健医療体制の充実</li> <li>・ハイリスク妊婦やハイリスク申請時に対応できる高度専門的な医療を効果的に提供する。</li> </ul>	
---	--	--

イ	早期発見・早期支援の推進(がされている)	
---	----------------------	--

6	障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策	
---	--------------------------	--

②	<p>■母子保健サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関からの連絡や新生児訪問などの母子保健活動から早期介入・早期支援に結び付ける。</li> <li>・新生児期の検査により疾患を早期発見し、早期に治療することにより障害を予防する。乳幼児健診や母子保健を支援し総合的な県新体制の充実を図る。</li> </ul>	
③	<p>■保健医療従事者の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療関係者への資質向上のために専門研修の充実を図る。</li> </ul>	
④	<p>■歯科保健医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の児童発達支援事業利用児童への歯科検診や保護者・職員への歯科保健指導の充実を図る。</li> <li>・障害のある人へ、かかりつけ歯科医の必要について啓発する。</li> <li>・地域完結型の歯科医療体制を整備する。</li> </ul>	

6	障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策	
---	--------------------------	--

(暮らす)

イ	早期発見・早期支援の推進(がされている)	
---	----------------------	--

①	<p>■障害のある子どもの保育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等における発達段階や障害の状況に応じた教育・保育を推進する。</li> <li>・保育所等訪問支援の実施を促進する。</li> </ul>	
②	<p>■適切なサービスの確保と質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図る。</li> <li>・障害児受入推進事業等により放課後児童クラブでの受け入れを促進する。</li> <li>・障害児通所支援事業所に対し、ガイドラインの遵守や自己評価情報の公表を促進する。</li> </ul>	

(暮らす)

ウ	子ども・子育て支援等の充実(がされている)	
---	-----------------------	--

①	放課後等デイサービス事業所と特別支援学校など、教育機関との情報共有、連携を図る。	
---	--	--

(暮らす)(学ぶ)

エ	教育機関との連携	
---	----------	--

①	<p>■サービス体制の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県協議会等において、関係機関との連携の強化や支援体制の整備について検討する。</li> <li>・市町や福祉圏域ごとに重心児等に対応できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備の促進に向けた支援を行う。</li> <li>・保育所等において医ケア児を受け入れるため看護師等を派遣するなどの体制整備を行う市町を支援する。</li> </ul>	
②	<p>■関連分野の支援を調整するコーディネート機能の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県協議会等で医ケア児や重心児等の支援の総合調整を行うコーディネーターの役割について検討を行い機能確保に努める。</li> </ul>	
③	<p>■地域自立支援協議会等を活用した連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の支援により、地域協議会等において、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等の支援機関と医療機関との連携の強化を進める。</li> </ul>	

(暮らす)

オ	医療的ケアが必要な子どもに対する支援体制の整備	
---	-------------------------	--

## 障害福祉計画 障害児福祉計画

### 7. 人材の確保および資質の向上のための施策

番号	具体的な施策(アウトプット)	指標
①	・質の高い相談支援従事者、サービス管理責任者、強度行動障害支援従事者等を養成するための研修を実施する。	

番号	施策の目標(中間アウトカム)	指標
ア	サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成(がされている)	

番号	あるべき姿(分野アウトカム)	指標
----	----------------	----

①	・広く県民に福祉職場への就労を促進するための広報・啓発等を行う。	
②	・潜在有資格者の職場復帰を支援する。	
③	・関係機関との連携を図り、福祉職場での就労を希望する者と求人事業所とのマッチングを支援する。	
④	・新任職員の相談体制の充実や現場を超えたコミュニケーションの活性化を通じて若手職員の資質向上と職場定着を促進する。	
⑤	・現任職員の職業生活上の相談対応や事業所内研修への講師派遣等を実施し、働きやすい環境の整備や現場での課題解決力の向上を図る。	

(暮らす)(働く)(活動)(共生)

イ	滋賀県介護・福祉人材センターによる人材の確保、育成、定着の一体的な推進(がされている)	
---	---	--

7	人材の確保および資質の向上(のための施策)	
	・障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する人材の確保と資質の向上を図る。	

①	・リハビリ専門職への修学資金制度の運用により、県内定着、県内誘導を図る。	
②	・医療福祉拠点整備事業等により大学等の高等教育機関の整備を促進する。	
③	・リハビリ専門職が地域ごとのリハビリ推進の中核を担う責務について自覚し、各地域における旗振り役となれる人材の育成を県リハにおいて推進する	

(暮らす)

ウ	リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成(がされている)	
---	---------------------------------------	--

①	・管理者やサービス管理責任者向けに虐待防止のための研修を実施する。	
②	・市町職員や相談窓口職員を対象とした虐待発生後の対応についての研修を実施する。	

(暮らす)(共生)

エ	障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上(がされている)	
---	--	--

障害福祉計画 障害児福祉計画  
8. 障害福祉サービス等の見込み量

○訪問系サービス

種類	H29年11月実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度見込み量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援	64,902時間 3,373人	3,519人		79,269時間 4,453人

○日中活動系サービス

種類	H29年11月実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度見込み量
生活介護	53,268人日分 2810人	2,925人		60,893人日分 3,256人
自立訓練（機能訓練）	438人日分 25人	28人		770人日分 49人
自立訓練（生活訓練）	2,800人日分 213人	179人		3,373日分 271人
就労移行支援	4,951人日分 303人	292人		7,115人日分 496人
就労継続支援（A型）	9,478人日分 492人	562人		11,037人日分 640人
就労継続支援（B型）	51,524人日分 3,022人	3,185人		57,817人日分 3,249人
就労定着支援	—	68人		57人
療養介護	256人	259人		320人
短期入所（福祉型）	3,477人日分 667人	619人		4,883人日分 1,039人
短期入所（医療型）	640人日分 136人	157人		756人日分 160人

○居住系サービス

種類	H29年11月実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度見込み量
自立生活援助	—	4人		53人
共同生活援助	1,160人	1,202人		1,477人
施設入所支援	944人	938人		962人

○相談支援

種類	H29年11月実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度見込み量
計画相談支援	1,275人			5,560人
地域移行支援	5人	9人		36人
地域定着支援	13人	13人		29人

○障害児通所支援

種類	H29年11月実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度見込み量
児童発達支援	5,281人日分 1,193人	1,305人		6,188人日分 1,467人
医療型児童発達支援	185人日分 29人	21人		368人日分 47人
放課後等デイサービス	21,458人日分 1,790人	2,187人		27,645人日分 2,625人
保育所等訪問支援	223人日分 150人	146人		328人日分 236人
居宅訪問型児童発達支援	—	3人		142人日分 35人

○障害児入所支援

種類	H29年11月実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度見込み量
福祉型障害児入所施設	96人	59人		110人
医療型障害児入所施設	23人	15人		25人

○障害児相談支援

種類	H29年11月実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度見込み量
障害児相談支援	326人	919人		2489人